

釜石大槌地区行政事務組合  
議 会 定 例 会 会 議 録

平成 29 年 10 月 27 日

釜石大槌地区行政事務組合

平成 29 年釜石大槌地区行政事務組合 10 月定例会会議録

議事日程

平成 29 年 10 月 27 日（金） 定例会  
午後 2 時会議を開く

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の報告
- 第 4 管理者報告
- 第 5 報告第 1 号 平成 28 年度釜石大槌地区行政事務組合会計繰越明許費の報告について
- 第 6 議案第 3 号 平成 29 年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 認定第 1 号 平成 28 年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算
- 第 8 議案第 4 号 釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 

出席議員（12 名）

1 番	佐々木	慶	一	君
2 番	佐々木		聡	君
3 番	澤山	美恵子		君
4 番	千葉		榮	君
5 番	阿部	三平		君
6 番	後藤	文雄		君
7 番	芳賀		潤	君
8 番	遠藤	幸徳		君
9 番	東梅	康悦		君
10 番	菊池	秀明		君
11 番	及川		伸	君
12 番	古川	愛明		君



午後 2 時会議を開く

○議長（古川 愛明君） 本日の出席議員は 12 名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届出はありません。

ただいまから平成 29 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（古川 愛明君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において 7 番芳賀潤さん及び 8 番遠藤幸徳さんを指名いたします。

○議長（古川 愛明君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

○議長（古川 愛明君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から本定例会の審議案件として、御手元に配付いたしましたとおり、報告第 1 号の 1 件、議案第 3 号から第 4 号までの 2 件、認定第 1 号の 1 件が送付されておりますので、御報告いたします。

次に、監査委員から平成 29 年 10 月 3 日付、釜大行組監発第 14 号をもって、定期監査の結果について提出されております。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、御覧を願います。

次に、管理者から平成 28 年度釜石大槌地区行政事務組合情報公開制度の運用状況が報告され、お手元に配布いたしておりますので、御覧願います。

以上で議長の報告を終わります。

○議長（古川 愛明君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇を願います。

〔管理者野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 平成 29 年 10 月、釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開催に当たり、主要な施策の取り組みについて御報告を申し上げます。

初めに、し尿処理業務についてであります。平成 28 年度のし尿の搬入量は、釜石市が前年度より 2.3%減の 1 万 6,469 キロリットル、大槌町が 1.2%増の 1 万 1,876 キロリットルの、合わせて 2 万 8,345 キロリットルとなり、全体では 0.9%、245 キロリットル減少いたしました。

平成 10 年度をピークに搬入量が減少する中、震災後に一時的な増加はあったものの、平成 26 年度以降は 2 万 8 千キロリットル台と安定した搬入量で推移をしております。

この汚泥再生処理センターの主要な業務の一つとなっている再生肥料「咲土がえり」につきましては、平成 28 年度も 119 トンを管内の住民や団体等へ配布したところでございます。

また、甲子川への放流水質や臭気、騒音、振動などの環境性能につきましては、いずれも定められた基準や地元との協定値を下回るなど、良好に推移をいたしております。

次に、消防業務について御報告いたします。

まず、平成 28 年度の出動状況ですが、出動延べ人員は、前年度と比較して 1,188 名多い 1 万 1,659 名となっており、その内訳は、救急によるもの 7,211 名、火災によるもの 212 名のほか、予防査察 1,407 名、演習訓練 447 名、警防調査 437 名をはじめ、風水害、救助、特別警戒などとなっております。

このうち、火災については、釜石市 11 件、大槌町 2 件の合わせて 13 件発生し、損害額は 654 万 8 千円となっており、前年度と比較して件数で 6 件、損害額では 4,417 万 2 千円減少いたしました。

火災の種別としては、建物 5 件、車両 3 件、林野 1 件、その他 4 件で、火災の主な原因は、不明、その他のほか、放火の疑いやたばこによる出火などとなっており、人的被害はありませんでした。

火災件数は、平成 13 年度をピークに減少傾向にあり、近年は 10 数件で推移していたところ、平成 27 年度は 19 件に増加をいたしました。平成 28 年度には 13 件へと減少しております。

再び増加に転じることのないよう、今後も引き続き、火災予防業務に努めてまいります。

一方、救急業務については、出動件数が前年度より 116 件多い 2,369 件で、その内訳は、釜石消防署が 1,545 件で 72 件の増加、大槌消防署が 824 件で 44 件の増加となっております。

救急業務に対する住民ニーズの多様化や、求められる技術の高度化が進んでいるほか、自然災害など様々な事態への対応が求められている状況にあって、昨年度も救急救命東京研修所や岩手県消防学校が行う教育課程への派遣などにより、職員の知識と技術の向上に努めておりますが、本年 8 月には宮城県で開催された全国消防救助技術大会に、東北大会を突破した消防士 3 名が出場し、水中結索の部において入賞を果たすなど、日頃の訓練の成果を表すことができたところでございます。

また、本年 4 月からは、出動区域の変更と釜石消防署小佐野出張所の集約によって消防力の向上を図るといふ、いわゆる消防 2 署体制に移行をしております。

これまでのところ、火災や救急等への出動態勢については円滑に対応をしており、今後も引き続き適切な運営に努めてまいりますし、釜石消防署小佐野出張所については、10 月中の完了を目指して解体工事を実施しております。

さらに、救急業務を中心とした啓発資料として DVD を作成するため、関係機関との協議を進めており、今年度末にはケーブルテレビでの放映を見込んでいるほか、完成した資料を活用して、さらなる防災思想の高揚を図ってまいりたいと存じます。

次に、林野火災及び台風への対応状況について御報告いたします。

去る 5 月 8 日に発生した尾崎白浜地区並びに佐須地区の林野火災につきましては、消防車両が近づけない半島部の先端付近が火災現場であったことから、消火活動は困難を極め、さらに、西からの強風により延焼が拡大いたしました。

幸いにも人的被害、住家被害はありませんでしたが、森林の焼損面積は 413 ヘクタール、被害金額は、釜石無線漁業協同組合の漁業用無線設備などを含め 7 億 4,717 万円に上っております。

消火活動には、消防本部延べ 432 人、消防団延べ 778 人、県内消防相互応援隊延べ 171 人による地上からの消火活動のほか、自衛隊ヘリコプターや県防災ヘリコプター延べ 52 機による上空からの散水延べ 1,227 回、4,324 トン、さらには、海上保安部巡視艇による海上消火活動や釜石警察署の警戒監視活動など、急峻で危険を伴う現場におきまして、消防団員をはじめとする関係機関の懸命な消火活動により、5 月 15 日に鎮圧、22 日に鎮火宣言を行ったところであります。

改めて、避難を余儀なくされた皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、消火活動に御尽力をいただいた皆様、避難者への支援をいただいた皆様に、心から感謝を申し上げる次第でございます。

日頃の山火事防止に向けた関係者の努力にもかかわらず、甚大な被害をもたらす火災が発生したことは、極めて憂慮される事態であることから、釜石市と大槌町では、平成 29 年 6 月 7 日から 1 年間「釜石地区山火事警戒宣言」を発令するなど、改めて住民一人一人に注意を喚起し、山火事防止の徹底を図りたいと存じます。

また、8 月に発生した台風第 5 号と 9 月に発生した台風第 18 号は、集中豪雨と暴風により管内全域に大きな被害をもたらしました。

特にも9月17日から18日にかけての台風第18号では、18日未明から時間雨量60ミリから70ミリの非常に激しい降雨となり、降り始めからの総雨量が290ミリに達し、管内各地区において住宅や道路の冠水、土砂の流入、土砂崩れや倒木による通行止め等の被害が多数発生いたしました。

幸いにも人的被害は発生しておりませんが、釜石大槌管内におきましては、10月10日現在、床上浸水が釜石市で87件、床下浸水が釜石市43件、大槌町6件の計49件、強風による一部損壊が釜石市で2件、土砂流入による一部損壊が大槌町で2件など甚大な被害となったほか、釜石市駒木町や千鳥町、住吉町では冠水した住宅に住民が取り残される状況となったことから、駒木町で1人、千鳥町で3人、住吉町で2人、計6人の救助活動を実施するとともに、管内各地区において住民の避難誘導や住宅への浸水被害防除等の活動を実施したところであります。

被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、消防団並びに地域防災活動に御尽力をいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

10月23日には、大きな被害に至らなかったものの、台風第21号が本県に最接近するなど、近年は、集中豪雨や洪水などによる大規模な自然災害が全国各地で発生しているほか、広域複合災害など、あらゆる事態への対応が求められております。

今後もより一層、火災予防の啓発活動に取り組むとともに、様々な災害を想定した各種訓練を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護を担い、皆様方からの期待に応えられるよう、消防機関としての役割を果たしてまいります。

議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、引き続きの御指導と御協力を賜りたいと存じます。

本日の定例会には、平成28年度決算の認定を含め、4件について御提案させていただいておりますが、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（古川 愛明君） 以上で管理者の報告を終わります。

○議長（古川 愛明君） 日程第5、報告第1号平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計繰越明許費の報告についてから、日程第8、議案第4号釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

ただいま一括議題に供しました報告、各議案及び認定につきましては、一括して当局の説明を求め、審議は1件ごとにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいま議題に供しました報告、各議案及び認定について、順次当局の説明を求めます。

〔事務局長高橋康明君登壇〕

○事務局長（高橋 康明君） ただいま議題に供されました、報告第1号平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計繰越明許費の報告についてから、議案第4号釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてまでの報告1件、議案2件、認定1件について、順次御説明申し上げます。

初めに、報告第1号平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計繰越明許費の報告について御説明申し上げます。

議案書の1ページを御覧願います。

本件は、年度内の完了が見込めなかったことから、平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算において繰越明許費として計上した梯子車のオーバーホールに係る車両管理費について、3,067万2千円を平成29年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定

により、今議会に報告するものでございます。

次に、議案第3号平成29年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております補正予算書の1ページを御覧願います。

本補正予算案は、予算の総額に歳入歳出とも980万6千円を増額し、補正後の予算額を13億5,924万円にしようとするものでございます。

2ページから順次御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正の内容を御説明いたします。

歳出の第2款総務費には、平成28年度退職者に係る退職手当特別負担金と、統一的な会計基準による財務諸表作成経費の増額分を計上しております。

第9款消防費には、本年5月の林野火災に係る職員給与費の増額分を計上しております。

これらの財源として、歳入では、釜石市と大槌町からの分担金及び繰越金により予算を編成しております。

以上、議案第3号平成29年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）は、地方自治法第292条において準用する、同法第96条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

次に、認定第1号平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

別冊となっております、決算書の1ページ及び2ページを御覧願います。

平成28年度の最終予算額は、前年度より10億9,865万9千円減の14億6,887万3千円で、これに対する決算額は、収入済額14億6,986万9,589円で、前年度と比較して11億8,553万1,833円の減少となりました。

3ページ及び4ページを御覧願います。

支出済額は、前年度と比較して11億1,391万7,719円減の14億553万4,460円で、その結果、歳入歳出差引残額は6,433万5,129円となっております。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

5ページから順次御覧願います。

第1款分担金及び負担金は、前年度比3,467万9千円減の13億1,925万2千円で、そのうち、総務費分担金は、組合議会の運営及び総務管理に要する費用に充てるもので、4,281万8千円。衛生費分担金は、汚泥再生処理センターの維持管理及び運営に要する費用に充てるもので、3億2,337万8千円。

消防費分担金は、消防事務に要する費用に充てるもので、9億5,305万6千円となりました。

第2款使用料及び手数料は、前年度比18万9,864円減の717万8,892円で、そのうち衛生手数料はし尿投入手数料、消防手数料は危険物施設の検査等の事務手数料であります。

第5款財産収入は、財政調整基金の預金利子として630円。

第8款繰越金は、前年度比5億9,387万2,826円減の1億3,594万9,243円。

第9款諸収入は、前年度比401万5,043円減の748万8,824円で、預金利子のほか、岩手県防災航空隊に派遣している職員の人件費負担金や自動販売機電気料などの雑入であります。

次に、歳出について、御説明を申し上げます。

9ページから順次御覧願います。

第1款議会費は、前年度比33万3,225円増の51万5,234円で、支出の主な内容は、議員報酬と管理事務費のほか、先進地視察研修事業費であります。

第2款総務費は、前年度比9,812万2,264円増の1億4,099万9,806円で、支出の主な内容は、職員給与費、一般管理費及び財政調整基金積立金などであります。

第4款衛生費は、前年度比394万6,582円減の1億6,091万3,290円で、そのうち職員給与費及び一般管理費の処理場管理費が42万5,290円、汚泥再生処理センター管理運営に係る処理場維持費が1億6,048万8千円となっております。

第5款消防費は、前年度比4,769万506円減の9億3,943万5,534円で、そのうち、職員給与費や一般事務費、職員研修費、車両管理費などの常備消防費は、9億3,936万6,630円、施設機

器管理費の消防施設費は、6万8,904円となっております。

第6款公債費は、組合債の元利償還金で、前年度比1,084万1,154円減の1億6,367万596円となりました。

最後に、21ページを御覧願います。

先ほど御説明いたしました歳入歳出差引額6,433万5千円に対し、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が3,067万2千円となっておりますので、実質収支の額は3,366万3千円の黒字となりました。

また、主要な事業の実施結果は、別冊となっております主要な施策の成果に関する説明書を、監査委員の意見につきましては、釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算審査意見書を御参照いただいと存じます。

平成28年度の決算は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、地方自治法第96条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

次に、議案第4号釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書にお戻りいただき、3ページを御覧願います。

釜石大槌地区行政事務組合の監査委員につきましては、組合規約第13条第2項の規定により、組合議員及び知識経験を有する者のうちから、それぞれ一人を選任することになっておりますが、今般、議員選任の佐々木慶一さんから平成29年10月31日をもって辞職したい旨の申し出があり、これを承認することとしたところでございます。

平成29年11月1日以降の監査委員として、阿部三平さんを選任したいので、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 愛明君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（古川 愛明君） 日程第5、報告第1号平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計繰越明許費の報告についてを議題といたします。

これより質疑を許します。

○議長（古川 愛明君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり了承することに決しました。

○議長（古川 愛明君） 日程第6、議案第3号平成29年度釜石大槌地区行政事務組合会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を許します。

○議長（古川 愛明君） 10番菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） それでは、消防費ということで、常備消防費、5款の1項ですけれども、これは785万7千円。5月8日に火災が発生し、尾崎白浜地区及び佐須地区で発生した林野火災は、消防自動車が届かない半島部の先端付近や、西からの強風によって延焼が拡大して、



焼失面積は 413 ヘクタール、被害金額は 7 億 4 千万が発生しました。関係機関の懸命な消火活動によって、5 月 15 日に鎮圧し、22 日には鎮火宣言を行ったと。このときの職員手当ということですが、この内容について改めてお伺いいたします。

○議長（古川 愛明君） 総務課長。

○総務課長（岩間 英治君） はい、お答えいたします。

職員手当については、時間外勤務手当でございます。

林野火災の発生ときは、5 月 8 日から 15 日の鎮圧宣言までは全部の署員が活動し、その後の 22 日までの鎮火宣言までは規模を縮小して残火確認の活動を実施しております。

時間外勤務手当の対象は、活動日の当務員を除く非番者と週休者が支給対象となりますので、該当職員は 97 人が対象となり、職員 1 人の平均が約 36 時間程度の時間外勤務に対する手当となっております。

○議長（古川 愛明君） 菊池秀明さん。

○10 番（菊池 秀明君） 職員が 97 人で、平均 36 時間ということで、過酷な鎮火作業が続いたと思います。本当に御苦労様だったと思います。

さて、消防自動車が届かない半島部や先端ということと、西からの強風により延焼が拡大したと管理者から報告されました。この他に延焼が拡大したと考えられることがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

また、この火災原因は報道では不明ということであったと思います。改めて、どのような状況だったのかお伺いします。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊池 秀明君） 火災が延焼拡大した主な原因は、やはり西からの強風と、消防車両が進出困難な半島部での火災であったためと考えられます。

その他に考えられることとしましては、火災発生初期段階において、防災航空隊による空中消火ができなかったことや、半島部には沢などの水源が無く、白浜漁港からの中継体系は地理的にも非常に困難な状況であったこと、さらには、短時間において火の勢いが増し、入山が危険な状態であったことから、地上隊による消火活動もできずに、延焼拡大したものと考えられます。

火災原因につきましては、出火当時の有力な目撃情報も無く、火災調査におきましても、出火箇所も特定されないことから、原因は不明ということにしております。

○議長（古川 愛明君） 菊池秀明さん。

○10 番（菊池 秀明君） 半島部ということで、消防車両も入ることができず、水源も無い。様々な消火が困難な状況で延焼が拡大したということの状況がよく分かりました。

火災原因につきましては、その後の進展なく、不明ということです。

消火活動には、消防本部で延べ 432 人、消防団延べ 778 人、県内相互応援隊延べ 171 人による地上からの消火活動を行ったようですが、このとき、鎮火まで 2 週間以上かかるなど、過酷で困難な状況であったと存じます。このときに、問題点や反省すべき点があったら伺いをしたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 消防次長。

○消防次長（金野 裕之君） この度の大規模な林野火災におきましては、地元の方々や関係機関、あらゆる分野において多大なる御支援、御協力をいただき、人的被害もなく鎮火に至ること

ができたと思っております。

活動時における問題といたしましては、林野火災に共通していえることですが、水利の確保が重要であります。特に、沿岸地域の山林には十分な水利となる河川が無いため、海水を利用しなければなりません。そのため、消防団による大規模な中継体系をとり、現場付近に水利を確保することで、地上隊の消火活動が可能となります。急峻で過酷な条件下での活動に対して、二次災害の防止や安全管理の徹底を図ることが必要と考えております。

林野火災は延焼拡大の危険性がありますので、今後とも予防活動に重点を置き、より一層、山火事防止の啓発活動に力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（古川 愛明君） 9番東梅康悦さん。

○9番（東梅 康悦君） 私も、常備消防費につきましてお尋ねしたいと思います。

内容につきましては、今、菊池議員への答弁で分かりました。

私が聞きたいのは、この延べ432人の消防職員、そしてまた消防団が778名出ているというところであります。

消防団に関しましては、市、町の管轄であります。同じ消火活動をしたときですね、どうしても消防団に対する活動手当というものは、785万7千円が職員に対しては支払われていると、そのレベルでないというのは大体分かるのですが、大規模災害が長期化する際の消防団員に対する手当のあり方というのは、やはり、考えていると思うのですが、今回の山火事を経て、もう一度再確認しなければいけない案件じゃないかと思っております。ここには、管理者、市長であります野田市長、そしてまた平野町長が参っておりますが、代表して、消防団の大規模災害における消防団員への手当のあり方というものをお尋ねしたいと思うのですが。

やはり、密接な協力関係が、消防団、消防署等もあると思うので、この手当については、やはりかい離はあっても、なるべくそれを少しずつ詰めるような行政の努力が必要だと思点から、この質問をさせてもらいました。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊地 秀明君） はい、消防団の団員の手当につきましてでございますけれども、各自治体の、釜石市と大槌町のほうで条例で定めているところで支給していると思っております。

また、大規模災害におきましての我々職員の手当ですけれども、一時間一時間の積み重ねがこういった長時間の勤務、ということで支給してございましたので、特別な手当というものは頂いておりません。

ですので、消防団につきましては、この場ではこれ以上の報告は避けたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（古川 愛明君） 東梅康悦さん。

○9番（東梅 康悦君） この場は、事務組合の案件ですので、不適切な質問とは思いますが、やはり関連するところなんですよね。

東日本大震災においても、消防団が、消防団員がその活動をしようとして、多くの方々が命を落としております。今回は消防職員並びに消防団員の人的な被害が無かったから、これはいいことでした。本当に職員に対しましても、また団員に対しましても、その御尽力に本当に敬意を表しますが、やはり今後ですね、こういうことがあると思うんです。ですので、大規模災害時における消防団員の活動の手当のあり方をですね、東日本大震災を経て、それぞれの自治体では見直したと思うのですが、やはり同じ活動をする上で、お金の面に関してはちょっと言いづらいところがありますが、そこら辺はやはり行政のほうで考えていかなければいけないと思っております。というのは、消防団員も、協力組織である消防団員がですね、今、充足率がかなり少ないと、団員になる方々が少ないというお話を聞いておりますので、そこら辺から改善していかなければいけな

いのではないかなという思いで、この質問をさせてもらいました。いずれにいたしましても、各自治体ですね、再度考えなければいけないことではないのかなと思って、私の質問は終わります。以上です。

○議長（古川 愛明君） 管理者。

○管理者（野田 武則君） 消防団のことです。事務組合ではなくてですね、そういった関係者の皆さんと共に連携しながら取り組んでいかなければならないことだと思いますが、関連する事項ということで、今議員のほうからお話がありましたことについてはですね、重々、重く受け止めさせていただきたいと思っております。

特に東日本大震災におきましても、大槌町もそうだと思いますし、釜石市におきましても、消防職員のみならず、消防団員の方々も、多くの方が犠牲になられましたし、また、多数の団員の方々が復旧復興作業に従事したということもございます。改めてですね、今回の火災におきましても、まさに消防団の活動、活躍があつての消火、鎮火でございましたので、改めて、この場をお借りして、敬意を表しますとともに、感謝を申し上げながらですね、こうした消防団員の皆さんの待遇については、これは以前からの課題ではございましたが、今回は、東日本大震災、それからこの度の火災、そしてまた近年は台風とかそういったものでもですね、消防団の活躍というのは非常に重視されているところがございますから、これは少し時間を取りながらですね、関係者の皆さんと協議をしながら、対応させていただきたいと思っております。ただいまの議員のお気持ちは十分受け止めさせていただきました。

○議長（古川 愛明君） その他、ございませんか。

○議長（古川 愛明君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第7、認定第1号平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を議題といたします。

お諮りいたします。審議の方法は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとに御審議願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。

これより歳入の審議に入ります。

歳入の質疑を許します。

○議長（古川 愛明君） ございませんか。

○議長（古川 愛明君） 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長（古川 愛明君） 次に、歳出の審議に入ります。

第1款、議会費の質疑を許します。

- 議長（古川 愛明君） 第1款、議会費の質疑を終わります。
- 議長（古川 愛明君） 第2款、総務費の質疑を許します。
- 議長（古川 愛明君） 第2款、総務費の質疑を終わります。
- 議長（古川 愛明君） 第4款、衛生費の質疑を許します。
- 議長（古川 愛明君） 第4款、衛生費の質疑を終わります。
- 議長（古川 愛明君） 第5款、消防費の質疑を許します。
- 議長（古川 愛明君） 4番千葉榮さん。
- 4番（千葉 榮君） はい、私からは、主要な施策の成果に関する説明書10ページの6番ですね、消防業務の状況の救急件数の推移についてお伺いいたします。  
この推移を見ますと、平成26年度が2,207件、平成27年度が2,253件、平成28年度が2,369件で、これは年々増加傾向にあります。この3年間の中でですね、外国人を搬送した件数がもし分かればお伺いしたいと思います。
- 議長（古川 愛明君） 消防課長。
- 消防課長（柏館 正之君） 千葉議員の質問にお答えします。  
過去3年間の救急出場における外国人の搬送件数につきましては、平成28年度のみ、4件となります。釜石管内では急病で2件、労働災害で1件の計3件、大槌管内では急病での1件となっております。  
釜石管内の3件は、いずれも職業訓練中のベトナム国籍の方であり、大槌管内の1件は、ホームステイ中のアメリカ国籍の方であります。いずれも119番要請時から、日本語を話せる同僚の方、あるいは通訳の方がおりましたので、症状の確認や搬送などの救急活動には支障のない状況でございました。  
さらに、今年度におきましても、釜石管内で、職業訓練中の中国国籍の方の要請が1件ありましたが、やはり日本語を話せる同僚の方がその場におりましたので、支障なく対応しております。
- 議長（古川 愛明君） 千葉榮さん。
- 4番（千葉 榮君） はい、ありがとうございます。釜石管内で3件、大槌管内で1件ということで、支障なく対応したということで、よく分かりました。御苦労様です。  
そこです、119番指令台の機能についてお伺いしますが、現在、外国人からの119番通報に円滑に対応するためにですね、多言語通訳サービスを導入する消防本部が増えているようですが、この多言語通訳サービスの機能とはですね、どういうものなのか、お伺いいたします。  
そして、釜石大槌地区消防本部にはこの機能が導入されているのか、もし導入されていないのであれば、今後、導入する予定はあるのか、併せてお伺いいたします。
- 議長（古川 愛明君） 消防次長。
- 消防次長（金野 裕之君） はい、多言語通訳サービスについて御説明いたします。  
外国人からの119番通報に対応するため、通信指令員が119番を受信した際にですね、通訳サービス業者に電話を転送することで、通訳業者、通報者、通信指令員の3者が同時に会話が可能となり、通訳業者を介して119番を受信するシステムであります。

県内では、盛岡、北上、奥州の県央指令センター、それから花巻市消防本部、それから一関市消防本部の、3指令センターで今年度から導入されております。

当消防本部におきましても、今現在は導入されておりましたが、平成30年度からの導入、運用開始を目指して取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（古川 愛明君） 千葉榮さん。

○4番（千葉 榮君） はい、ありがとうございます。平成30年度からの導入、そして運用開始を目指して計画を立てているということで、是非導入に向けて取り組んでいって欲しいと思います。

なぜこのような質問をしたかと言いますとですね、ただいま答弁でもありましたが、御存知のとおり、2019年に釜石市でラグビーワールドカップが開催されます。そこで、釜石大槌地区消防本部管内においても、外国人観光客の増加を見据えた取組を考えていかなければならないと思います。もちろん大会期間中は、関係機関から競技場への救急隊の配備依頼があると思いますし、ラグビーは本当に怪我の多いスポーツです。外国人選手はもちろんですけれども、多くの外国人観光客が釜石に、大槌にも宿泊されると思います。そうなりますと、外国人の救急要請も、今までよりは、多分、多くなるものと考えなくてははいけないと思います。そこで、もし外国人を搬送する事案が発生した場合、救急車内において患者から容体について迅速に確認することが非常に大事なことだと思います。患者とのやり取りに有効な、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ、要するに「救急ボイストラ」については、県内では導入している消防本部、購入について検討している消防本部があると新聞紙上に載ってございましたけれども、そこで、この「救急ボイストラ」について、釜石大槌地区消防本部はどのように考えているのか、そして、外国人搬送時における救急隊員の対応について、今後どのように取り組んでいくのか、考えをお伺いして、質問を終わります。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊地 秀明君） はい、「救急ボイストラ」は、スマートフォンタイプの携帯電話での通訳アプリでございます。それをダウンロードしまして、救急現場において使用するシステムで、県内の消防本部におきましては、花巻、二戸、一関の3消防本部が今年度に導入して運用されております。

当消防本部におきましても、救急車には、病院との連絡用としまして携帯電話は装備しておりますが、この「救急ボイストラ」の導入には、携帯電話の機種変更、スマートフォンに機種変更する必要がありますので、「救急ボイストラ」は救急隊のみならず、様々な現場で手軽に使用可能であることから、導入済みの消防本部の状況なども把握しながら、その必要性について今後検討してまいりたいと思います。

また、外国人搬送時の救急隊員の対応につきましては、先ほど御説明いたしました多言語サービスの機能は、119番の受信時と現場の救急隊員からの電話により、3者間での通話が可能なシステムとなっています。ですので、通信指令センターでもできますし、現場の救急隊員の中でもできるというシステムとなっておりますので、現場においてもこの機能を活用したいと考えております。

多言語通訳サービスの導入にあたりましては、各種取扱い訓練の他、管内に在住の外国人の方による実務訓練を計画しながら、ラグビーワールドカップに向けても、万全な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（古川 愛明君） 10番菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） 16ページの庁舎管理費についてお伺いいたします。

釜石消防署と大槌消防署は新庁舎が完成し、昨年3月19日から運用開始され、2署体制で初

めでの決算であると思います。庁舎管理費が1,993万7,509円と。この内容としては、燃料費等、光熱、修繕費、それからエレベーターの保守料等ですが、震災前の古い庁舎のときの管理費に比べて、今回新庁舎になったときの管理費についてどのような差があるのか、また、小佐野出張所については、どれぐらいの管理費がかかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 総務課長。

○総務課長（岩間 英治君） はい、お答えいたします。

庁舎の管理費といたしましては、東日本大震災前の平成22年度は、需要費、役務費、委託料の他に、消防施設修繕料を含めまして、約800万円程度でございました。昨年度、平成28年度におきましては、約1,990万円となっております、比較いたしますと、約1千万円の増額となっております。この増額となった主な理由といたしましては、新築による庁舎規模の拡大に伴う光熱水費の増加と、施設設備の維持管理に係る委託料の増加によるものでございます。

また、昨年28年度の小佐野出張所の費用の内訳につきましては、庁舎管理費が121万円、指令設備導入に伴う通信運搬費が40万円の、合計で161万円となっております。

○議長（古川 愛明君） 菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） 2署体制となって、小佐野出張所の管理費が161万円、かからなくなるとは思いますが、新庁舎になった上で、1千万円増えてきているということでございます。ですから、これについては、やはり職員の方々も省エネ等を心掛けて、経費の削減をお願いしたいと思います。

今年の3月末で、小佐野出張所が53年5月に及び西部地区の防災拠点として活動していましたが、閉所されました。4月からは、消防力強化の、釜石消防署50名、大槌消防署37名の完全な2署体制に移行されました。この決算では、今年の4月からのため、決算成果については質問はできませんが、中間の報告として、業務や勤務、運用状況はどのようなものか、話せる範囲で報告をお願いいたします。

○議長（古川 愛明君） 消防次長。

○消防次長（金野 裕之君） はい、業務についてでございますが、平成29年4月から9月末までの管内における救急件数ですが、出場件数が1,121件、搬送人員が1,070人となっております。釜石市の出場件数が803件、大槌町が318件となっております。

また、火災につきましては、5月に発生いたしました、釜石市における林野火災1件のみとなっております。

さらに、救助出場につきましては、釜石市で14件、大槌町で4件の計18件、風水害等、その他の災害出場が、釜石市で64件、大槌町で15件の79件となっております。

勤務及び運用状況につきましては、甲子方面や唐丹方面、吉里吉里方面等の各地域におきましても、適切な運用が図られているものと考えておりますが、消防本部及び各消防署間において、更なる情報の共有と連携を図り、より効率的な災害対応を目指してまいりたいと考えております。

○議長（古川 愛明君） 菊池秀明さん。

○10番（菊池 秀明君） 適切な運用がされているということで、2署体制、これは順調に進んでいるということが分かりました。また新たな気持ちで、住民の安心安全を確保するよう、更にお願いをしたいと思います。

4月1日から完全な消防2署体制に移行しました。消防の出動区域も、大槌地区は恋の峠より北と、釜石消防署は恋の峠より南側ということで、出動区域が変わりました。火災時にもそれぞれ出動されておられると思いますが、出動区域が変わったことによる問題点がないのか、また、

同じく救急体制についてもお伺いして、質問を終わります。

○議長（古川 愛明君） 消防長。

○消防長（菊地 秀明君） はい。出動区域につきましては、鶴住居、箱崎、栗林地区の出動は釜石署から出動しておりましたが、出動区域の変更に伴い大槌署から出動することにより、約4分から5分早く現場に到着することができ、火災等の災害時の災害の軽減や、救急患者へのより早い救命処置が可能となっております。また、大槌消防署も1隊増隊して、3隊体制としていることで、管内全ての地域において、火災が発生した場合も、消防隊が2隊、救急隊が1隊出動できる体制が整ったことで、消防力の充実が図られております。

救急出場におきましても、通信指令センターの運用に伴い、車両動態システムの導入により、直近の救急隊への出場指令が出されることにより、より早い出動及び現場到着が可能となっていることから、迅速で適切な救急体制が構築されているものであり、現状においても問題点はないと考えておりますが、引き続き、円滑な運用に努めてまいりたいと思います。

○議長（古川 愛明君） その他、ありませんか。

○議長（古川 愛明君） 第5款、消防費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第6款、公債費の質疑を許します。

○議長（古川 愛明君） 8番遠藤幸徳さん。

○8番（遠藤 幸徳君） 公債費についてお伺いいたします。

本題に入る前に、字句の説明をお願いしたいと思いますが、資料の中に皆増、皆減という字句がございますが、その辺についての説明をお願いいたします。

では、公債費についてお伺いいたします。

公債費の中で、衛生債、消防債があるわけでございますが、原資となる資金の借入先についてお伺いいたします。

○議長（古川 愛明君） 事務局長。

○事務局長（高橋 康明君） はい。まず皆増、皆減という言葉の説明ということでございましたけれども、主要な施策の成果に関する説明書の1ページの表のところにもまず出てまいります。あと、監査の意見書のほうにも同じような表現が出てまいりますけれども、これは、前年度と比較した場合に、前年度の何パーセントが増えたのか、減ったのかという増減率を表すところの欄でございますけれども、28年度の繰り越すべき財源のところの欄を例えば見てみますと、27年度にはここに該当する数字がございませんでした。28年度には3,000何某のものが出てまいりまして、27年度の何パーセントが増えたのかという率を表す際にですね、前の年がゼロでありますと率として出てきませんので、全部増えたのだという意味でございます。逆に、前の年に表の欄に該当する数字があって、今年度なかったといった場合には、100パーセント減ということになるんですけれども、それぞれ同じような表現ということで、皆減という表現をしてございます。聞き慣れない言葉だと思いますけれども、前の年にはなかったのだという場合、あるいは前の年にはあったけれども今年なかったのだというようなところの比較でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、公債費の資金のことでございますけれども、地方債につきましては、引受先の資金面というところから分類をいたしますと、公的資金と民間等資金に大別されます。公的資金につきましては、財政融資資金と地方公共団体金融機構資金というものがございまして、民間等資金につきましては、市場公募資金というものと、銀行等引受資金、いわゆる金融機関からの借入れと

というようなところが区分されるところでございます。

事業の内容によりまして、公的資金の対象となるかどうかということになるわけですが、組合の場合で見ますと、28年度に償還したものの例で見ますとですね、汚泥再生処理センターの施設建設に関する部分については、一般廃棄物処理事業ということで、公的資金の対象となっております。それ以外の部分、消防の防火水槽整備あるいは車両の購入等につきましては、一般単独事業ということになりまして、民間等資金が該当になっておりまして、いずれも市内の金融機関からの借入れということでございます。

○議長（古川 愛明君） 遠藤幸徳さん。

○8番（遠藤 幸徳君） この組合の借入れの元金は大体20億を超えているわけですが、衛生債、消防債において、政府資金なり一般の市中銀行からの借入れの違いはございますが、よく見ますと、利率がかなり違っているように私には思えるのですが、その利率の大きな違いについては、この辺について説明願えればありがたいのですが。

○議長（古川 愛明君） 事務局長。

○事務局長（高橋 康明君） 決算審査意見書ですね、24ページ、25ページに借入れしている組合債の内訳があるのですが、ここにも利率までは記載してございませんでしたので、今、説明をしたいと思います。

まず、衛生債のほう、公的資金であります一般廃棄物処理事業でございますが、こちらは平成17年から19年の借り入れとなっております。17年分につきましては1.2パーセント、18年分が1.9パーセント、19年分が1.7パーセントとなっております。この、17年から19年付近の時代の民間資金の利率を見ますと、1.4から2.1ぐらいの利率になってございますので、民間資金よりは低く設定されているのかなというところでございます。

それから、消防のほうの一般単独事業については民間資金ということになります。借入れ時点の利率を見ていきますと、19年度の方が2.172パーセント、21年度の方が1.803パーセント、23年度の方が0.62パーセント、26年度の方が0.914パーセントということで、全体的にはやはり下がってきている状況なのかなと思います。

28年度は償還がございませんでしたけれども、大槌消防庁舎に係る分が一番直近の借入れになりますけれども、これは0.295パーセントということでかなり下がってきているのかなというような状況で捉えてございます。

○議長（古川 愛明君） 遠藤幸徳さん。

○8番（遠藤 幸徳君） 支払利息が少なければ少ない方がいいわけですが、この超低金利の時代、衛生債の利子については高く思えるわけですが、例えば、民間の企業なり個人の事業体であれ、借入れの利息を軽減するために、資金の借入れの組替えとか、そういったことも考慮しながら経営するわけですが、その辺については、組替えとか借換えとか、そういったことについては検討していないのかどうか。資金運用の中で、例えば、基金が1億程度あるわけですが、基金は基金なりの目的を持って市中銀行に定期預金しているわけですが、こういったものを運用するということは大変難しい話ではございますが、別の形で借入れの方法もあろうかと思いますが、繰上償還ということもあろうかと思いますが、その辺についての検討はなされているのか、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（古川 愛明君） 事務局長。

○事務局長（高橋 康明君） はい。資金運用の観点からということで、利率の高いものを整理して、負担を軽減してですね、健全な財政運営に努めなければならないというのは、今後も留意



してまいりたいと思っております。

繰上償還のことをごさいますけれども、公的資金あるいは民間等資金、いずれも一定の条件があって、それをクリアすれば繰上償還ができるという仕組みにはなっております。釜石市の例を見ますと、東日本大震災で被災した施設等の借換えに伴う繰上償還等はケースに応じて行っているという状況もごさいますけれども、今のところ、組合のほうではそういった事例はないものと認識をしております。健全な財政運営ということでは理解をするわけですが、一方では、適債性と言いますか、将来にわたってそのサービスを提供する性質のものについては将来にわたって負担をしていくということが、公平な負担のあり方だというような考え方もごさいますし、いずれ償還に伴う財源につきましては、基金にしてもそうですけれども、行き着くところは市、町、村の分担金ということにもなりますので、こういったところを総合的に、様々な観点から市、町とよく相談をしてですね、進めていきたいと考えております。

○議長（古川 愛明君） 第6款、公債費の質疑を終わります。

○議長（古川 愛明君） 第8款、予備費の質疑を許します。

○議長（古川 愛明君） 第8款、予備費の質疑を終わります。  
以上で歳出の審議を終わります。

○議長（古川 愛明君） これより、認定第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。平成28年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。  
よって、本決算は認定されました。

○議長（古川 愛明君） 日程第8、議案第4号釜石大槌地区行政事務組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により、阿部三平さんの退席を求めます。

（「阿部三平君」退席）

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。  
本案について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川 愛明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案に同意することに決しました。

（「阿部三平君」 入場）

○議長（古川 愛明君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって、本日の会議を閉じ、平成 29 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉  
会いたします。

午後 3 時 8 分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 古 川 愛 明

議会議員 芳 賀 潤

議会議員 遠 藤 幸 徳